

平成 21 年 5 月 18 日  
自治医科大学運営小委員会

## 自治医科大学第 1 次試験の試験地の見直しについて

目的：県外の高校へ進学した者が出身地の都道府県で出願できるように第 1 次試験の試験地を見直すことにより志願者増及び義務年限終了後の定着率向上を図る。

### 1 第 1 次試験地の見直しについて

現行の出身高等学校所在地に加え、出願時の本人の住所地(同一住所地に継続して 3 年以上居住していることを条件とする)を第 1 次試験の試験地とする。

なお、県外校へ進学のため転居した者の場合は、出願時の保護者の住所地(同一住所地に継続して 3 年以上居住していることを条件とする) を第 1 次試験の試験地として認める。

「保護者」については、健康保険証の写し、転居時の住民票の写し、出身高等学校が発行する証明などにより、その氏名、住所地を確認する。

<考え方>

- (1) 本人の住所地を追加することにより県外校へ進学した者の地元での出願が可能
- (2) 県外校へ進学し入寮などにより住民票を移動させた者が地元で出願が可能となるように、特例として保護者の住所地での出願を認める(保護者氏名、住所を出身高等学校が証明できる場合に限定)
- (3) 出願のためだけに他府県へ住民票を移動させることを防止するため、(1)(2)とも 3 年以上の居住を条件とする
- (4) 事務量の増を極力抑えるため、住民票(本籍地の記載なし)のみで簡便に確認可能となる基準とする。(本籍地は個人情報保護のため収集しない)

### 2 複数の都道府県へ重複して出願した場合の取扱いについて

複数の都道府県へ重複して出願した場合は当該年度の受験資格を失うものとする。